

# 雨水浸透施設設置確認書

令和 年 月 日

開発行為者 住所

氏名

連絡先

手続代行者 住所

氏名

連絡先

担当者

雨水浸透施設を以下の場所に別紙図面のとおり、設置計画したので確認願います。

## 設置場所

### 【確認事項】

別紙図面の物件は分譲目的開発であることを確認し、下記指導事項の 1 を遵守すること。

別紙図面の物件については以下のとおり確認した。(指導事項 有 ・ 無)

- |                                 |                                 |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます | <input type="checkbox"/> 浸透トレンチ | <input type="checkbox"/> 透水性舗装  | <input type="checkbox"/> 緑化ブロック |
| <input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝 | <input type="checkbox"/> 緑地等    | <input type="checkbox"/> その他( ) |                                 |

※指導事項 有 の場合、下記指導事項 2~10までの該当事項を遵守すること。

別紙図面の物件は雨水浸透施設が確認できない為、以下の事項を遵守すること。

### 【指導事項】

1  今回は帰属予定地を除く部分の設置は必要としないが、建築予定者等へ建築申請時に浸透設置が必要な旨を説明・申し伝えを行うこと。

◆ 理由 (建築確認申請事前報告書において個別指導を行うため。)

2  地下水かん養促進地域のため、雨水浸透ます等の雨水浸透施設を設置すること。

3  急傾斜地等であるため地下で浸透する設置は必要としない。(緑地等で対応すること)

4  斜面付近の雨水浸透施設設置は避けること。(緑地等は除く)

5  下水道合流地域のため、建築の際には必ず雨水分離を行い浸透させること。

6  汚染物質が混入する恐れがある雨水排水は浸透施設内に入れないこと。

◆ 浸透を認める範囲は

(  全部  建物屋根を含む敷地一部分  屋根のみ ) である。

7  水質汚濁防止法等の届出を行うこと。

8  土地の形質の変更(掘削や盛土等)の合計面積が 3000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、着手 30 日前までに土壤汚染対策法に基づく届出を行うこと。

9  地下水採取届出書の提出を行うこと。

10  地下 10mを超える工事は、着手 30 日前までに届出を行うこと。

11  その他( )

※太枠内は記入しないで下さい。

令和 年 月 日

提出部数 2 部(本状付き 1 添付書類のみ 1)

受付No.

添付書類

位置図

土地利用計画平面図

排水計画平面図

検査立会 要 • 不要

建築確認申請事前報告の際には本書(写し)をお持ちください。